

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」

平成 22 年 3 月 11 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」	
第1条(目的)	この原則は、消費生活協同組合法第50条の11の規定に基づき、共済事業を行う組合において選任された共済計理人が、共済事業の健全性を確保すべく、消費生活協同組合法施行規則第194条に規定する確認業務等（以下、確認業務等という。）を遂行するにあたって遵守すべき基本原則について定める。
第2条(遵守義務)	共済計理人は、確認業務等の遂行にあたり、消費生活協同組合法、その他関連法令、告示及び実務指針を遵守しなければならない。
第3条(社会的役割)	共済計理人は、共済事業の健全性確保という自らの社会的役割を果たすことに努めなければならない。
第4条(誠実義務)	共済計理人は、常に公正の立場を堅持し、誠実にかつ細心の注意を払って確認業務等を遂行しなければならない。
第5条(行為準則)	共済計理人は、確認業務等の遂行にあたっては、共済事業に関わるリスクに留意し、必要な情報収集に努めなければならない。 2. 共済計理人は、独立性を図りつつ、共済事業の実施主体である消費生活協同組合や監督者たる行政等の関係者と円滑な連携を図らなければならない。
第6条(共済計理人の責任)	共済計理人は、確認業務等の遂行にあたり、共済事業の健全性に影響を与える重要な事項について、共済数理の専門家として意見を述べなければならない。 2. 共済計理人は自らが遂行した確認業務等の結果について、専門家としての説明責任を負う。
第7条(守秘義務)	共済計理人は、確認業務等を遂行する上で知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏洩したり、他の目的に利用してはならない。

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成19年 2月 8日制定
平成22年 3月 11日改正

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」

平成 25 年 4 月 15 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」

目次

(総則)			
第1条 実務指針要領	1	(法第50条の12第1項第3号の確認)	
第2条 共済計理人の確認業務	1	第25条 事業継続基準の確認	11
第3条 意見書の理事会への提出	1	第26条 事業継続基準の計算	11
第3条の2 意見書の行政庁への提出	1	第27条 3号収支分析の実施	11
第3条の3 意見書の監事への通知	1	第28条 3号基本シナリオ	12
第4条 監事との協力	1	第29条 事業継続基準に関する意見書記載事項	12
第5条 実務指針要領の改定	1	第30条 過去の3号収支分析の結果との比較	13
(法第50条の12第1項第1号の確認)		(意見書)	
第6条 責任準備金	2	第31条 意見書の記載総論	14
第7条 責任準備金積立ての確認	2	第32条 法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載	14
第8条 1号収支分析の実施	2	第33条 法第50条の12第1項第2号等に関する意見書の記載	14
第9条 確率論的1号収支分析	3	第34条 法第50条の12第1項第3号に関する意見書の記載	15
第10条 決定論的1号収支分析	3	(附則)	
第11条 1号基本シナリオ	4	附則第1条 適用時期	16
第12条 責任準備金に関する意見書記載事項	5	附則第2条 経過措置	16
第13条 過去の1号収支分析の結果との比較	6	附則第3条 時価会計導入に係る経過措置	16
第14条 その他	6		
(法第50条の12第1項第2号等の確認)			
第15条 公正・平衡な割戻し	7		
第16条 公正・平衡な割戻しの確認	7		
第17条 組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額	7		
第18条 組合の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース	8		
第19条 健全性維持の確認	8		
第20条 共済事業単位の割戻可能財源の確認	8		
第21条 アセット・シェアと代表契約の選定	9		
第22条 当年度末アセット・シェアの確認	9		
第23条 将來のアセット・シェアの確認	10		
第24条 割戻しに関する意見書記載事項	10		

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成19年 2月 8日制定

平成22年 3月11日改正

平成25年 4月15日改正

(総則)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第1条 (実務指針要領)	<p>1. この「共済事業を行う消費生活協同組合(以下「組合」という。)における共済計理人の実務指針要領(以下「実務指針要領」という。)は、消費生活協同組合法(以下、「法」という。)第50条の11の規定に従い、共済事業を行う組合において選任された共済計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な指針を、一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会(以下「生協委員会」という。)が実務指針要領として定めたものである。</p> <p>2. この実務指針要領は、生協委員会のもとに設置された「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針等検討委員会」(以下「実務指針等検討委員会」という。)において、共済の数理の実務として適切と判断されたものである。</p> <p>3. 共済計理人の確認業務は法令、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号(以下、「告示」という。)及び実務指針原則に基づいて行われることが基本であり、この実務指針要領は当該要領によらない方法に基づく確認業務を妨げるものではない。</p>
第2条 (共済計理人の確認業務)	共済計理人は、消費生活協同組合法施行規則(以下、「規則」という。)第194条の規定により確認し、その結果を記載した意見書、及びその確認方法などを記載した附属報告書を作成しなければならない。
第3条 (意見書の理事会への提出)	<p>1. 共済計理人は、規則第196条第1項の定めるところにより、決算関係書類の作成後、最初に招集される理事会に、意見書を提出しなければならない。</p> <p>2. 共済計理人は、意見書を理事会に提出するときは、規則第196条第2項の規定に基づき、その附属報告書を添付しなければならない。</p>
第3条の2 (意見書の行政庁への提出)	<p>1. 共済計理人は、法第50条の12第2項の規定に基づき、意見書を理事会に提出した後、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2. 共済計理人は、意見書の写しを行政庁に提出するときは、規則第196条第2項の規定に基づき、附属報告書を添付しなければならない。</p>
第3条の3 (意見書の監事への通知)	共済計理人は、監事(会計監査人監査組合(規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。)にあっては監事及び会計監査人をいう。以下同じ。)へ監査を受けるべき決算関係書類が提出された後、遅滞無く、監事に対し、意見書及び附属報告書の内容を通知しなければならない。
第4条 (監事との協力)	共済計理人は、告示第2条第1号の規定に基づき、監事と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めなければならない。
第5条 (実務指針要領の改定)	<p>1. この実務指針要領は、法令・告示等の改正、会計基準の改正、共済数理やコンピューター技術の進歩、共済事業環境の変化などに伴い、隨時、必要に応じて改定を行うものとする。</p> <p>2. 前項の改定は、実務指針等検討委員会において検討されるものとする。</p>

(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第 6 条 (責任準備金)	<p>1. 責任準備金とは、「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、共済事故の発生、事業経費支出及び資産運用状況などを考慮し、組合の将来の支払能力に支障が生じない水準となるように当該債務を共済の数理的に評価した、組合の積み立てなければならない金額」である。</p> <p>2. 前項の支払能力とは、「現時点で合理的に予測される、共済契約に基づく共済金及び解約返戻金などの将来における給付額を、組合が遅滞なく支払う能力」である。</p>
第 7 条 (責任準備金積立ての確認)	<p>1. 共済計理人は、法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の規定に基づき、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しなければならない。</p> <p>2. 共済計理人は、前項の確認を以下の通り行わなければならない。</p> <p>① 当年度末の責任準備金が規則第 179 条第 1 項及び第 2 項に規定するところにより、適正に積み立てられていること</p> <p>② 告示第 3 条第 1 項の規定に基づき、法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に掲げる事項についての確認に関する将来収支分析（以下「1 号収支分析」という。）を行い、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金の積立水準が十分であること（なお、1 号収支分析の対象となる責任準備金は、原則として対象共済契約の事業年度末における共済掛金積立金であり、特に必要であると判断される場合は、未経過共済掛金を含めることとする。）</p> <p>3. 前項第 1 号の確認は、以下の通り行わなければならない。</p> <p>① 責任準備金が、決算期において、「共済掛金積立金」「未経過共済掛金」「異常危険準備金」の区分に応じて、共済掛金及び責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算され、積み立てられていること</p> <p>② 共済掛金積立金については、厚生労働大臣の承認に基づく責任準備金を下回っていないこと</p> <p>③ 「異常危険準備金」については、規則第 179 条第 4 項に規定する異常危険準備金に区分して積み立てられていること</p> <p>4. 共済計理人は、告示第 3 条第 2 項の規定に基づき、第 2 項第 2 号にかかわらず、以下の条件に合致する共済契約の責任準備金については 1 号収支分析を行わないことができる。</p> <p>① 共済掛金積立金を積み立てることを要しない共済契約</p> <p>② 共済事業規約において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある共済契約</p> <p>5. 共済計理人は、告示第 3 条第 3 項の規定に基づき、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、1 号収支分析に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の方法により、責任準備金の積立水準が十分であることを確認することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、1 号収支分析に代えて別の方法により確認することが適切であるとの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第 8 条 (1 号収支分析の実施)	<p>1. 1 号収支分析は、告示第 4 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度行うものとし、1 号収支分析が対象とする期間（以下、第 14 条まで、「1 号分析期間」という。）は、少なくとも基準時点（意見書の対象となる事業年度の末日をいう。）から 10 年間とする。</p> <p>2. 1 号収支分析は、告示第 4 条第 2 項の規定に基づき、共済事業ごとに行う。ただし、共済計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した共済契約の群団ごとに、1 号収支分析を行うことができる。また、共済計理人が合理的であると判断する場合は、複数の共済事業をまとめて、1 号収支分析を行うことができる。</p> <p>3. 1 号収支分析は、告示第 5 条の規定に基づき、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>① 経済環境、事業環境及び共済契約の推進、資産運用等の事業の運営方針並びにそれらの相関関係を考慮し、確率論的な手法により作成したシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、組合が将来の共済金等の支払能力を維持し得るかどうかを判断する方法</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
	② 確率論的な手法以外の手法により作成した複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、組合が将来の共済金等の支払能力を維持し得るかどうかを判断する方法
第9条 (確率論的 1号収支分析)	<p>1. 共済計理人は、前条第3項第1号の方法による分析（以下、「確率論的1号収支分析」という。）の前提の設定に際しては、少なくとも以下の諸点について留意しなければならない。また、これらの要素について、使用した値の根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利回りに関するシナリオは、告示第6条第1項第1号の規定に基づいて、責任準備金として積み立てるべき合理的な水準を判断するために、将来の利回りを予測する適切な方法に基づいて、十分な数を作成しなければならない。 ② 評価差額金のうち、株式に係るもののが取崩しによる責任準備金積立財源への充当は、原則として行わない。ただし、健全性の維持に問題がないと判断される場合には、合理的な基準に従い、継続的に株式に係る評価差額金を取り崩し、これを責任準備金積立財源に充当することとして、確率論的1号収支分析を行うことができる。 ③ 新契約（組合が1号分析期間の期初以降に新たに締結する契約をいう。以下この条において同じ。）に係る契約高（以下、「新契約高」という。）、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産（責任準備金の通貨と異なる通貨建の資産をいう。以下同じ。）の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金への繰入に関するシナリオは、告示第6条第1項第2号の規定に基づき、過去の実績値及び将来の変化を勘案した合理的なものでなくてはならない。ただし、新契約の締結を見込まないことが適切と判断し、クローズド型の将来収支分析を行う場合は、新契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込まないことができる。 ④ 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については告示第6条第1項第3号の規定に基づき、考慮しない。 ⑤ 以下の項目などについては、第1号に掲げる利回りに関するシナリオ及び以下の各項目について、相互の影響を考慮しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 新契約進展率 ロ. 共済契約の継続率 ハ. 共済事故の発生率 ニ. 事業経費 ホ. 資産配分等資産運用の状況 <p>2. 共済計理人は、告示第7条第1項第1号の規定に基づき、確率論的1号収支分析の結果、作成したすべてのシナリオのうち90%以上のシナリオにおいて1号分析期間の期初以降の5年間のすべての事業年度末において算出方法書に記載された責任準備金の積立が可能であることについて確認しなければならない。</p>
第10条 (決定論的 1号収支分析)	<p>1. 第8条第3項第2号の方法による分析（以下、「決定論的1号収支分析」という。）の前提の各要素は、第11条に定める通りとする（このシナリオを「1号基本シナリオ」という。以下同じ。）。共済計理人は、告示第6条第3項の規定に基づき、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、1号基本シナリオによらず、他の合理的で客觀性のあるシナリオ（このシナリオを「1号任意シナリオ」という。以下同じ。）に基づき、決定論的1号収支分析を行うことができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、1号基本シナリオを用いず、その1号任意シナリオを用いることが適切であることの根拠を、附属報告書に示さなくてはならない。</p> <p>2. 共済計理人は、決定論的1号収支分析の結果、告示第7条第1項第2号の規定に基づき、作成したすべてのシナリオにおいて、1号分析期間の期初以降の5年間のすべての事業年度末において算出方法書に記載された責任準備金の積立がすべてのシナリオで可能であることについて確認しなければならない。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第 11 条 (1 号基本シナリオ)	<p>第 10 条に定める 1 号基本シナリオは、次の各号に定めるシナリオをすべて適用した場合とする。</p> <p>① 金利に関するシナリオは、告示第 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものでなくてはならないが、1 号基本シナリオの無リスク利回り（「無リスク利回り」とは、元本及び利息が保証された金融商品の利回りをいう。以下同じ。）については、少なくとも、以下の金利シナリオを含まなければならない。</p> <p>イ. 基準時点の長期国債応募者利回りが 1 号分析期間の期初における標準利率（平成 8 年大蔵省告示第 48 号（保険業法第 116 条第 2 項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準）第 4 項に規定する予定利率をいう。以下同じ。）を上回る場合 次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ</p> <p>(1) 無リスク利回りが、1 号分析期間の期初以降 5 年 間にわたり毎年均等な低下幅をもって、基準時点の長期国債応募者利回りから 1 号分析期間の期初における標準利率にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ</p> <p>(2) 無リスク利回りが、1 号分析期間の期初に、基準時点の長期国債応募者利回りから、基準時点の長期国債応募者利回りと 1 号分析期間の期初における標準利率の平均値にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ</p> <p>ロ. 基準時点の長期国債応募者利回りが 1 号分析期間の期初における標準利率以下である場合 無リスク利回りが、1 号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するシナリオ</p> <p>② 評価差額金のうち、株式に係るもの取崩しによる責任準備金積立財源への充当は、原則として行わない。ただし、健全性の維持に問題がないと判断される場合には、直近の株式に係る評価差額金のうち、以下のイ又はロのいずれかを上限として、継続的に株式に係る評価差額金を取り崩し、これを責任準備金積立財源に充当することとして、決定論的 1 号収支分析を行うことができる。</p> <p>イ. 株式の帳簿価額 × 直近の長期国債応募者利回り - 当該株式の株主配当</p> <p>ロ. 株式の帳簿価額 × 分析期間期初の標準利率 - 当該株式の株主配当</p> <p>また、株式以外の資産に係る評価差額金の取崩し及び含み益の実現による責任準備金積立財源への充当は、一切行わない。</p> <p>③ 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価変動による損益の発生については告示第 6 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、考慮しない。また、債券等の資産については、金利シナリオによる増減を見込まないものとする。すなわち、債券等については原価法を適用するものとする。</p> <p>④ 外貨建資産の資産運用収益については、以下の通りとする（為替の換算率は、直近のものを使用）。</p> <p>イ. ニューマネーについては、すべて、長期国債（国内）に投資したものとし、オールドマネーについては、直近の長期国債応募者利回りで運用収益が得られるものとする方法</p> <p>ロ. その他、合理的な方法</p> <p>⑤ 新契約高は、オープン型の 1 号収支分析を行う場合は、以下のイ又はロのいずれかとする。</p> <p>イ. 直近年度（「直近年度」とは、意見書の対象となる事業年度をいう。以下同じ。）の新契約高</p> <p>ロ. 直近年度を含む過去 3 年間の新契約高の平均値</p> <p>また、新契約の共済事業構成比も、原則として、上記のイ又はロのいずれかとする。</p> <p>一方、新契約の締結を見込まないことが適切と判断し、クローズド型の 1 号収支分析を行う場合は、直近年度の翌年度以降の新契約高を見込まないものとする。</p> <p>⑥ 共済契約の継続率は、原則として、共済事業及び経過年数ごとに、直近年度又は直近年度を含む過去 3 年間の共済契約継続率の平均値とする。</p> <p>⑦ 共済事故の発生率は、原則として、共済事業及び経過年数ごとに、以下のイ又はロのいずれかとする。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
	<p>イ. 直近年度又は直近年度を含む過去3年間の死亡率など共済事故の発生率の平均値 ロ. 直近年度を含む過去3年間の死亡率など共済事故の発生率を用い、共済計理人が合理的な予測に基づき算定した値 ただし、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する共済については、共済事業ごとに、直近年度を含む過去10年間の罹災率など共済事故の発生率の平均値とすることができます。</p> <p>⑧ 事業経費については、オープン型の1号収支分析を行う場合は、原則として、直近年度の事業経費、又は、直近年度を含む過去3年間の事業経費の平均値とする（新契約高シナリオにおいて、直近年度の新契約高を採用した場合は、直近年度の事業経費、新契約高シナリオにおいて、直近年度を含む過去3年間の新契約高の平均値を採用した場合は、直近年度を含む過去3年間の事業経費の平均値とする）。 一方、クローズド型の1号収支分析を行う場合は、原則として、直近年度の事業経費のうち、新契約締結に係る事業経費を除いた額が、そのまま維持されるものとする。</p> <p>⑨ 資産配分等資産運用の状況については、直近年度における資産配分及び直近の資産構成比等をもとに、合理的なシナリオを設定する。</p> <p>⑩ 割戻金の状況については、原則として、直近年度の割戻率が据え置かれるものとする。</p> <p>⑪ 價格変動準備金、異常危険準備金I及び異常危険準備金IIの繰入れについては、原則としてそれぞれのリスク量に応じて、法定最低繰入基準を下回らない範囲で計画的に繰り入れることとする。</p> <p>⑫ 第1号から第11号までのほか、1号分析期間の期初において既に実施している事業の運営方針の変更及び法令の改正についても、告示第6条第2項第4号の規定に基づき、これを反映することとする。</p>
第12条 (責任準備金に関する意見書記載事項)	<p>1. 確率論的1号収支分析の10%を超えるシナリオにおいて、又は、決定論的1号収支分析のいずれかのシナリオにおいて、1号分析期間の期初以降の5年間の事業年度末に必要な責任準備金の積立が不可能となった場合、共済計理人は、告示第7条第2項の規定に基づき、現状の責任準備金では不足していると判断し（この不足額を「責任準備金不足相当額」という。以下同じ。）、組合がその責任準備金不足相当額の解消に必要な額を積み立てる必要があることを、以下の通り意見書に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、その責任準備金不足相当額の解消に必要な額を、追加的な責任準備金として、ただちに積み立てる必要があること ただし、健全性維持の観点から、特に問題がないと判断される場合は、「ただちに積み立てる」のではなく、「責任準備金不足相当額を最長5年間にわたり、分割して、計画的に積み立てる」旨の記載をすることができる。なお、この場合において、責任準備金不足相当額の分割積立計画及びその財源について、附属報告書に記載しなければならない。 <p>2. 前項の責任準備金不足相当額は、告示第7条第3項の規定に基づき、以下の通り計算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 確率論的1号収支分析においては、すべてのシナリオについて、1号分析期間の期初以降の5年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算し、すべての値のうち上位10%を除いた残りの値において最大となる値を責任準備金不足相当額とする。 ② 決定論的1号収支分析においては、すべてのシナリオの、1号分析期間の期初以降の5年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した値の最大値を、責任準備金不足相当額とする。 <p>3. 1号収支分析の結果、責任準備金不足相当額が発生した場合において、共済計理人は、告示第7条第4項の規定に基づき、組合が以下に掲げる事業の運営方針の変更のうち一部又は全部を直ちに行うのであれば、責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくてもよい旨を、意見書に記載することができる。ただし、これらの事業の運営方針の変更是、ただちに行われるものでなくてはならない。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
	<p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ホ. 今後締結する共済契約における共済掛金の引き上げ</p> <p>4. 前項によらず、責任準備金不足相当額の一部又は全部の積立を、消費生活協同組合法施行規程第4条の2に定める共済金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を維持できる範囲内の内部留保等の取り崩しにより行う場合においては、ただちに、当該取り崩しを行い、これを責任準備金に繰り入れなくてはならない。 ただし、将来の内部留保等の繰入れを法定下限未満とすることにより責任準備金不足相当額を解消できる場合は、内部留保等を取り崩さないことができるものとする。</p> <p>5. 共済計理人は、第3項の規定により、事業の運営方針の変更により、責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨を意見書に記載する場合、告示第7条第5項の規定に基づき、意見書には、具体的な事業の運営方針の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更を実現することにより責任準備金不足相当額を解消できる旨を記載しなくてはならない。 また、共済計理人は、告示第7条第6項の規定に基づき、翌事業年度に係る意見書に、以下に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>イ. 事業の運営方針の変更の実現の状況 ロ. 事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合は、その原因及び今後の対応方針</p> <p>6. 共済計理人は、追加的な責任準備金について、その他必要なことがあれば、意見書又は附属報告書に記載しなくてはならない。</p>
第13条 (過去の1号 収支分析の結果との比較)	共済計理人は、第9条又は第10条による1号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。
第14条 (その他)	共済計理人は、再共済又は再保険にかかる責任準備金の不積立（再共済控除又は再保険控除）及び再共済又は再保険にかかる貸借については、適正に計算され、共済金などの支払能力が確保されていることを確認しなければならない。

(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第 15 条 (公正・衡平な割戻し)	<p>1. 組合は、法第 50 条の 10 に定める契約者割戻しを行う場合は、公正かつ衡平に行わなければならない。</p> <p>2. 組合は、法第 52 条の規定に基づき組合事業の利用分量に応ずる剩余金の割戻し（以下、「利用分量割戻し」という。）を行う場合は、前項の契約者割戻しと同様に公正かつ衡平に行わなければならない。</p>
第 16 条 (公正・衡平な割戻しの確認)	<p>1. 共済計理人は、法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号に掲げる事項について、契約者割戻しが公正かつ衡平に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>2. 共済計理人は、利用分量割戻しが行われている場合は、利用分量割戻しが公正かつ衡平に行われていることを、契約者割戻しと同様に確認しなければならない。この場合において、第 16 条第 3 項から第 24 条、第 31 条及び第 33 条の規定は、利用分量割戻しにおいて準用する。</p> <p>3. 共済計理人は、第 1 項の確認を告示第 8 条の規定に基づき、以下の要件が満たされていることを確認することにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、組合の経営の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、割戻所要額が決定されていること ② 割戻しの割当及び分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること ③ 割戻所要額の計算並びに割戻しの割当及び分配が、法令及び共済事業規約に従って行われ、かつ、適正な共済の数理及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づいていること ④ 割戻しの割当及び分配が、責任準備金の適正な積立て及び組合の経営の健全性維持のための必要額の準備が行われた上で、共済事故の発生率、資産運用の状況等から、共済契約者が合理的に期待するところを考慮したものであること <p>4. 共済計理人は、前項第 1 号及び第 2 号の確認を以下の通り行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組合全体について、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定に従い、以下の要件が満たされていること <ul style="list-style-type: none"> イ. 第 17 条及び第 19 条の定めるところにより、翌期割戻所要額が財源確保されており、健全性を損なわない水準であること ロ. 消滅時割戻しを行う組合においては、第 18 条に定めるところにより、翌期の全件消滅ベースの割戻所要額が財源確保されていること ② 共済事業毎に、第 20 条の規定に従い、以下の要件が満たされていること <ul style="list-style-type: none"> イ. 消滅時割戻しを行わない組合においては、翌期の割戻所要額が財源確保されていること ロ. 消滅時割戻しを行う組合においては、翌期の全件消滅ベースの割戻所要額が財源確保されていること <p>ただし、共済計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した共済契約の群団毎に財源が確保されていることを確認しなければならない。また、共済計理人が合理的であると判断する場合は、複数の共済事業をまとめて、財源が確保されていることを確認することができる。</p> ③ 契約消滅時に最終精算として消滅時割戻しを行う共済事業においては、第 22 条及び第 23 条の規定に従い、以下の要件が満たされていること <ul style="list-style-type: none"> イ. 代表契約の翌期割戻額が、原則として当年度末のネット・アセット・シェアを超えていないこと ロ. 代表契約の将来のネット・アセット・シェアが健全性の基準維持のための金額を下回っていないこと <p>5. 前項にかかわらず、共済事業規約において特別な割戻方式を規定している場合など、前項の確認方法が適当でないと判断される場合は、その他の方法に基づき確認を行うことができる。ただし、その場合はその方法を用いた根拠を、附属報告書に記載しなければならない。</p>
第 17 条 (組合の割戻)	<p>1. 共済計理人は、組合の翌期契約者割戻所要額が、当期末の契約者割戻準備金（割当済未払及び据置割戻金を除く。）以下であることを確認しなければならない。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
可能財源の確認 翌期割戻所要額)	2. 前項の「組合の翌期契約者割戻所要額」は、当年度に対応する通常割戻し、翌年度中に満期等により支払いが見込まれる契約に対する通常割戻し、及び翌年度中に支払いが見込まれる消滅時割戻しの合計額である。なお、通常割戻しとは、契約者に対して毎年支払われる割戻し及びこれに準じる割戻しであり、消滅時割戻しとは、契約の消滅時等に精算として支払われる割戻しである。
第18条 (組合の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース)	<p>1. 消滅時割戻しを行う組合においては、共済計理人は、翌期の組合の全件消滅ベースの割戻所要額が、第3項に定める組合の割戻可能財源の範囲内であることを確認しなければならない。</p> <p>2. 前項の「組合の全件消滅ベースの割戻所要額」は、以下の通り計算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">組合の全件消滅ベースの割戻所要額 =翌年度に支払う通常割戻し +翌年度に全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻し</p> <p>3. 第1項の「組合の割戻可能財源」は、以下の通り計算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">組合の割戻可能財源 =総資産 -ネット有価証券含み損 -資本勘定のうち契約者拠出によらないもの（出資金、法定準備金、任意積立金（リスクに対応した積立金等を除く）、教育事業繰越金など） -共済契約負債（共済掛金積立金、未経過共済掛金、据置共済金、支払備金、割当済未払割戻金、据置割戻金など） -従業員負債（退職給付引当金など） -その他の負債（借入金、未払金、預り金、再保険借など）</p>
第19条 (健全性維持の確認)	共済計理人は、組合の翌期割戻所要額が、前条第3項に規定する組合の割戻可能財源から組合の健全性の基準を維持するために必要な額を控除了額の範囲内であることを確認しなければならない。
第20条 (共済事業単位の割戻可能財源の確認)	<p>1. 消滅時割戻しを行わない組合においては、共済計理人は、共済事業ごとの翌期契約者割戻所要額が、当期末の共済事業ごとの契約者割戻準備金（割当済未払及び据置割戻金を除く。）以下であることを確認しなければならない。</p> <p>2. 消滅時割戻しを行う組合においては、共済計理人は、翌期の共済事業毎の全件消滅ベースの割戻所要額が、第4項に定める当該共済事業の割戻可能財源の範囲内であることを確認しなければならない。</p> <p>3. 前項の「共済事業毎の全件消滅ベースの割戻所要額」は、以下の通り計算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">全件消滅ベースの割戻所要額 =翌年度に支払う通常割戻し +翌年度に全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻し</p> <p>4. 第2項の「当該共済事業の割戻可能財源」は、以下の通り計算する。</p> <p style="margin-left: 2em;">共済事業の割戻可能財源 =共済事業に対応する資産 -共済事業のネット有価証券含み損 -共済事業の共済契約負債（共済掛金積立金、未経過共済掛金、据置共済金、支払備金、割当済未払割戻金、据置割戻金など） -共済事業に対応する従業員負債（退職給付引当金など） -共済事業に対応するその他の負債（借入金、未払金、預り金、再保険借など）</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第21条 (アセット・シェアと代表契約の選定)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共済計理人は、最終精算として消滅時割戻しを支払う契約については、代表契約を選定し、第22条及び第23条の規定に従い、アセット・シェアに基づき割戻しを確認しなければならない。 2. アセット・シェア方式とは、「代表契約の設定などにより、組合の資産の時価に対する共済契約の貢献度（アセット・シェア）を評価する手法」であり、これにより求められた契約のアセット・シェアと対応責任準備金との差額をネット・アセット・シェアという。 3. 共済計理人は、第1項の代表契約の選定に際しては、選定単位を設定し、各単位の当年度末有効契約の収支状況を代表していると考えられる契約を、各選定単位の代表契約としなければならない。 4. 前項の選定単位は、以下の項目によって最低限区分して、設定しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 共済事業 ② 共済事故の種類 ③ 契約経過年度 5. 第3項の選定単位は、前項の項目の他に、以下の項目等によってさらに細かく区分することもできる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 推進経路 ② 危険選択手法 ③ 性別 ④ 契約年齢 ⑤ 共済掛金払込方法 ⑥ 共済金額 ⑦ 共済期間
第22条 (当年度末アセット・シェアの確認)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共済計理人は、代表契約について翌年度に支払われる通常割戻しと、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時割戻しの合計が、当該契約の当年度末ネット・アセット・シェアを原則として超えていない範囲で合理的な金額であることを確認しなければならない。 2. 代表契約の当年度末アセット・シェアは、以下の考え方に基づいて計算する。 当年度末アセット・シェア $= \text{前年度末アセット・シェア} + \text{共済掛金} + \text{資産運用関係収益} \pm \text{評価差額金(税効果控除前)} \text{増減額} - \text{支払共済金など} - \text{事業経費} - \text{税金} - \text{支払割戻金} \pm \text{法人税等調整額}$ 3. 共済計理人は、前項の代表契約の当年度末アセット・シェアの計算に際しては、以下の点に留意しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として、前年度決算時におけるアセット・シェアの計算結果を使用し、利源分析の結果も考慮して計算しなければならない。 ② 資産運用収益の配賦について、資産分別管理方式、資産単位別持分管理方式、資産持分管理方式、平均ポートフォリオ方式などから、適切な手法を採用しなければならない。また、キャピタル部分の運用関係損益について実現分を対象とする。 ③ 評価差額金の増減分について、前号の各方式に応じ、アセット・シェアの計算において適正に反映しなければならない。 ④ 支払共済金などは共済事故の発生率の実績値に基づいて計算する。この場合、妥当と考えられる範囲の代表契約において共通の実績を用いることができる。 ⑤ 事業経費、税金は、直接賦課できるものは直接賦課し、それ以外については妥当な基準により按分して決定する。

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
	<p>⑥ 法人税等調整額については、他の資産・負債の増減に応じて、適切に繰延税金資産（又は繰延税金負債）の増減を反映しなければならない。</p> <p>4. 共済計理人は、代表契約を選定した場合には、当該契約のアセット・シェアの初期値を合理的かつ適正に決定しなければならない。</p>
第23条 (将来のアセット・シェアの確認)	<p>1. 共済計理人は、翌年度の通常割戻しの水準が翌々年度以降も継続するとした場合において、代表契約の将来のネット・アセット・シェアから組合の健全性を維持するために必要な額を差し引いたものが、正となっていることを確認しなければならない。</p> <p>2. 共済計理人は、前項の確認を、対象とする代表契約が満期のある契約であれば満期による消滅まで、満期のない契約であれば、少なくとも平均残存期間まで、行わなければならない。</p> <p>3. 第1項の代表契約の将来のアセット・シェアの計算は、前条に示す計算方法に準じて行う。</p> <p>4. 代表契約の将来のアセット・シェアは、金利、株価、共済事故の発生率、経費上昇率などのパラメータが、直近の実績のまま将来も継続することとして、計算しなければならない。ただし、組合の事業の運営方針の変更などに応じて変更してもよい。</p>
第24条 (割戻しに関する意見書記載事項)	<p>1. 第17条、第18条又は第19条のいずれかの確認において、問題があると判断される場合には、共済計理人は、割戻水準の変更が必要となる旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>ただし、割戻可能財源に不足が生じている場合において、第18条第3項に定める割戻可能財源の額を、満期保有目的の債券（規則第81条第3項第4号ロに規定する満期保有目的の債券をいう。）及び責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、利回りの変動に対する時価の変動の程度を債券と責任準備金とでおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価されない債券をいう。）の含み損を算入しないものとして算出したときに問題がないと判断される場合は、割戻し支出後も十分な流動性が確保されていることを条件に割戻水準が過大でない旨を、併せて意見書に記載することができる。</p> <p>2. 第20条、第22条又は第23条のいずれかの確認から、問題があると判断される場合には、共済計理人は、特別な場合（組合の全体収支、資産運用の状況などに照らすと「適正である」と判断できる場合等）を除き、原則として、割戻水準の変更が必要となる旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>ただし、割戻可能財源に不足が生じている場合において、第20条第4項に定める割戻可能財源の額を、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとして算出したときに問題がないと判断される場合は、割戻し支出後も十分な流動性が確保されていることを条件に割戻水準が過大でない旨を、併せて意見書に記載することができる。</p> <p>3. 前項の特別な場合には、「適正である」と判断した根拠を意見書に記載しなければならない。</p>

(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第 25 条 (事業継続基準の確認)	<p>1. 共済計理人は、法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号及び規則第 193 条の規定に基づき、将来にわたり、共済事業の継続の観点から適正な水準（以下、これを「事業継続基準」という。）を維持することが困難であるかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前項の確認は、規則第 194 条第 3 号及び告示第 9 条の規定に基づき、事業継続基準の確認に関する将来収支分析（以下「3 号収支分析」という。）を行うことにより、将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額を下回るかどうかを確認することにより行う。 ② 前号中「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、告示第 9 条第 3 項の規定に基づき、3 号収支分析を行った場合の資産（時価評価）から共済リスク相当額及び資産運用リスク相当額として次の算式により計算した額を控除した額をいう。ただし、評価差額金がマイナスの場合は、前段の金額から当該評価差額金に係る繰延税金資産を控除することとする。 $[(R_1)^2 + (R_4)^2]^{1/2} + R_2$ <p>備考 この算式中の記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>R₁：一般共済リスク相当額（規程第 4 条の 5 第 1 項第 1 号に定める額をいう。）</p> <p>R₂：巨大灾害リスク相当額（規程第 4 条の 5 第 1 項第 2 号に定める額をいう。）</p> <p>R₄：資産運用リスク相当額（規則第 166 条の 3 第 3 号に定める額をいう。）</p> <p>③ 第 1 号中「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」とは、告示第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のイとロの合計額をいう。</p> <p>イ. 第 26 条に定める事業継続基準に係る額</p> <p>ロ. 負債の部の合計額から、次に掲げる額の合計額を控除した額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 責任準備金 (2) 価格変動準備金 (3) 割戻準備金未割当額 (4) 評価差額金に係る繰延税金負債
第 26 条 (事業継続基準の計算)	事業継続基準に係る額とは、告示第 9 条第 4 項第 1 項の規定に基づき、それぞれの共済契約について、契約初年度に係る費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法により計算した責任準備金の額から異常危険準備金を控除した額（以下、「全期チルメル式責任準備金」という。）と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算したものの合計額とする。ただし、影響が軽微であると判断される場合には、それぞれの共済契約ごとに、全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算するのではなく、共済の数理上妥当な範囲でまとめられた共済契約の群団ごとに計算することができる。
第 27 条 (3 号収支分析の実施)	<p>1. 3 号収支分析は、告示第 10 条の規定に基づき、毎事業年度行うものとし、3 号収支分析の対象とする期間（以下、「3 号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも 10 年間とする。</p> <p>2. 共済計理人は、告示第 12 条第 1 項の規定に基づき、3 号収支分析の結果、3 号分析期間の期初以降の 5 年間のいずれかの事業年度末において、次に定めるイの額が、ロの額を上回ることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 第 25 条第 2 項第 2 号に掲げる額 ロ. 第 25 条第 2 項第 3 号に掲げる額 <p>3. 共済計理人は、告示第 9 条第 5 項の規定により、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
	必要があると認められるときは、3号収支分析に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の方法により、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3号収支分析に代えて別の方法により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。
第28条 (3号基本シナリオ)	<p>1. 3号収支分析の前提は、告示第11条の規定に基づき、以下に定める通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 無リスク利回りは、3号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りが横ばいで推移するものとする。 ② 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は、変動しないものとする。また、外貨建資産の資産運用収益、新契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金への繰入については、第11条の該当する各号に定める規定を準用する。 ③ 割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの以外は、原則として、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させることとする。 ④ 割戻準備金の残高は、原則として、前事業年度決算において繰り入れられた額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの、据置割戻しに付される利息、及び、据置割戻しから引き出される額（共済契約の消滅によるものを含む。）を考慮して、計算することとする。なお、据置割戻しから引き出される額は、その額を資産から減少させることとする。 ⑤ 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債については、著しい変動の予想されるものを除き、原則として、直近の残高がそのまま推移することとする。 <p>2. 共済計理人は、告示第11条第2項の規定に基づき、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときには、前項に定めるシナリオ（「3号基本シナリオ」という。）によらず、他の合理的で客観性のあるシナリオ（このシナリオを「3号任意シナリオ」という。以下同じ。）に基づき、3号収支分析を行うことができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、その3号任意シナリオが適切であることの根拠を、附属報告書に示さなくてはならない。</p>
第29条 (事業継続基準に関する意見書記載事項)	<p>1. 共済計理人は、3号収支分析を行った結果、3号分析期間の期初以降の5年間のいずれかの事業年度末において、次に定めるイの額が、ロの額に不足する（この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。）場合は、告示第12条第2項の規定に基づき、その旨を、意見書に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 第25条第2項第2号に定める額 ロ. 第25条第2項第3号に定める額 <p>ただし、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、3号分析期間を通じた十分な流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併せて意見書に記載することができる。</p> <p>2. 前項の事業継続基準不足相当額は、告示第12条第2項の規定に基づき、3号収支分析における、3号分析期間の期初以降の5年間の各事業年度末に生じた事業継続基準不足相当額の現価の最大値とする。</p> <p>3. 3号収支分析の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、共済計理人は、告示第12条第3項の規定に基づき、以下の事業の運営方針の変更のうち一部又は全部を行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を、意見書に示すことができる。</p> <p>ただし、これらの事業の運営方針の変更は、ただちに行われるものでなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
	<p>ホ. 今後締結する共済契約における共済掛金の引き上げ ヘ. 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）</p> <p>4. 1号収支分析において、責任準備金不足相当額が発生した場合において、追加的な責任準備金の一部又は全部を積み立てず、事業の運営方針の変更により対応するとき、3号収支分析においても、事業継続基準不足相当額が発生し、これも事業の運営方針の変更により対応するときは、その両者の事業の運営方針の変更について、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合 事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する ロ. 両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合 原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する <p>5. 第3項に従い、事業の運営方針の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示す場合、告示第12条第4項の規定に基づき、意見書には、具体的な事業の運営方針の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなくてはならない。 また、告示第12条第5項の規定に基づき、翌事業年度の意見書に、以下に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 事業の運営方針の変更の実現の状況 ロ. 事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合は、その原因及び今後の対応方針 <p>6. 共済計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書又は附属報告書に記載しなくてはならない。</p>
第30条 (過去の3号収支分析の結果との比較)	共済計理人は、第28条又は第29条による3号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。

(意見書)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
第31条 (意見書の記載総論)	<p>1. 意見書には、規則第196条に定めるところにより、以下に掲げるものを記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組合の名称及び共済計理人の氏名 ② 提出年月日 ③ 規則第195条に定める共済契約に係る責任準備金の積立てに関する事項 ④ 契約者割戻しに関する事項 ⑤ 契約者割戻準備金の積立てに関する事項 ⑥ 規則第193条の規定に基づく確認に関する事項 ⑦ 前4号に掲げる事項に対する共済計理人の意見 <p>2. 確認業務の前提としている仮定が著しく変化した場合、告示第2条第2号の規定に基づき、共済計理人は、記載内容について責任をとり得ない旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>3. データの不足などにより十分な分析ができなかった場合には、共済計理人は、告示第2条第3号の規定に基づき、一定の制約の下で意見を作成した旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>4. その他分析の方法、結果又はその評価に関し重要な内容がある場合は、告示第2条第4号の規定に基づき、意見書又は附属報告書にその内容を記載しなければならない。</p>
第32条 (法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載)	<p>1. 責任準備金に関する意見書には、以下に掲げるものについて記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 意見書の対象となる共済契約 ② 当年度末の責任準備金が規則第179条に規定するところにより、適正に積み立てられているかどうかの確認結果、及び、1号収支分析などの結果に対する意見 ③ 対応策を講じることが必要な場合のその対応策 <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 概要 確認の対象範囲 確認方法 当該年度末の責任準備金の額 当該年度の特記事項 確認結果 考察 ② 確認方法と使用データ 確認方法 1号分析期間 1号収支分析の実施区分とその理由 データ内容 データの提供者又は部門 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠している旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合はその内容と理由 ③ 1号収支分析のシナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提 ④ 確認結果と考察
第33条 (法第50条の12第1項第2	<p>1. 割戻しに関する意見書には、以下に掲げるものについて記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 意見書の対象となる共済契約 ② 組合全体の割戻財源、共済事業毎の割戻財源、及びアセット・シェアに基づく検証結果に対する意見

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
号等に関する意見書の記載)	<p>③ 対策を講じることが必要な場合のその対策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 割戻方式と水準 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 割戻財源確認の実施区分とその理由 データ内容 データの提供者又は部門 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠している旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合はその内容と理由</p> <p>③ 確認結果と考察</p>
第34条 (法第50条の 12第1項第3 号に関する意 見書の記載)	<p>1. 事業継続基準に関する意見書には、以下に掲げるものについて記載しなければならない。</p> <p>① 3号収支分析の結果に対する意見</p> <p>② 対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 3号分析期間 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠している旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合はその内容と理由</p> <p>③ 継続基準収支分析のシナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提</p> <p>④ 確認結果と考察</p>

(附則)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
附則第1条 (適用時期)	1. この実務指針要領は平成18年度の決算から適用される。 2. 平成22年3月の改正は平成21年4月1日以降に開始する事業年度の決算から適用される。 3. 平成25年4月の改正は平成25年3月31日以降に終了する事業年度の決算から適用される。
附則第2条 (経過措置)	当分の間、第8条、第16条、第27条の規定に従い将来収支分析、ネット・アセット・シェア及び割戻可能財源等の計算を行う際には、期中の数値に基づく推定値の使用、平均ポートフォリオ方式などの簡便な方法による代替などを認める。
附則第3条 (時価会計導入に係る経過措置)	「金融商品に関する会計基準」を適用していないことにより、有価証券の保有目的による区分が行われていない場合には、第24条及び第29条において、「満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券」を「円建債券」と読み替える。

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

平成 25 年 4 月 15 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

目次

(総則)		
第 1 条	実務指針要領	1
第 3 条の 3	意見書の監事への通知	1
第 4 条	監事との協力	1
第 5 条	実務指針要領の改定	1
(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)		
第 6 条	責任準備金	2
第 7 条	責任準備金積立の確認	2
第 8 条	1 号収支分析の実施	2
第 9 条	確率論的 1 号収支分析	2
第 11 条	1 号基本シナリオ	2
第 12 条	責任準備金に関する意見書記載事項	4
(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)		
第 15 条	公正・衡平な割戻し	8
第 16 条	公正・衡平な割戻しの確認	8
第 17 条	組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額	8
第 18 条	組合の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース	8
第 19 条	健全性維持の確認	9
第 20 条	共済事業単位の割戻可能財源の確認	9
第 21 条	アセット・シェアと代表契約の選定	9
第 22 条	当年度末アセット・シェアの確認	9
第 23 条	将来のアセット・シェアの確認	10
第 24 条	割戻しに関する意見書記載事項	10
(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)		
第 25 条	事業継続基準の確認	11
第 26 条	事業継続基準の計算	11
第 27 条	3 号収支分析の実施	11
第 28 条	3 号基本シナリオ	11
第 29 条	事業継続基準に関する意見書記載事項	12
(意見書)		
第 31 条	意見書の記載総論	14
第 32 条	法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に関する意見書の記載 ..	14
第 33 条	法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等に関する意見書の記載 ..	15
第 34 条	法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に関する意見書の記載 ..	15

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成 19 年 2 月 8 日制定
平成 22 年 3 月 11 日改正
平成 25 年 4 月 15 日改正

(総則)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第1条 (実務指針要領)	<p>① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。</p> <p>② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法第〇条を意味し、「規則第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第〇条を意味し、「規程第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第〇条を意味し、「告示第〇条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第〇条を意味するものとする。また、単に、「〇条」とあるのは、実務指針要領第〇条を意味するものとする。</p>
第2項	実務指針要領は、生協委員会が、実務指針等検討委員会に依頼して共済計理人が、法第50条の12第1項に規定された共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、また、共済計理人の確認業務が法令、告示及びこの実務指針要領に基づいて行われた場合、共済生協として、共済計理人の職務は果たされたものとする。
第3項	共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。
第3条の3 (意見書の監事への通知)	第3条の3中「監事」には、監事（会計監査人監査組合（規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。）にあっては監事及び会計監査人）のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。
第4条 (監事との協力)	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。</p> <p>② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知した後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供について要請があった場合は、すみやかにこれを提供しなければならない。</p>
第5条 (実務指針要領の改定)	共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領改定の必要性の確認を速やかに行う。

(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 6 条 (責任準備金)	責任準備金中の共済掛金積立金は、「現時点で予測される合理的なリスク」(いわゆる reasonable risk) を担保するものであり、「合理的なリスクを超えるリスク」(いわゆる plausible risk) は、責任準備金中の異常危険準備金、価格変動準備金などのソルベンシー・マージンの構成項目により担保する。
第 7 条 (責任準備金積立の確認)	<p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金は、共済掛金積立金、未経過共済掛金、異常危険準備金から構成されるが、1 号収支分析は、原則として共済掛金積立金の十分性を確認するものであり、未経過共済掛金、異常危険準備金については、規則第 179 条に基づき、適正に計算され、積み立てられていることを確認しなければならない。</p> <p>② 1 号収支分析による共済掛金積立金の確認に際して、年払契約や前納契約が多い場合など、未経過共済掛金の将来の収支への影響が大きいと共済計理人が判断する場合には、1 号収支分析の対象に未経過共済掛金を加えることができる。</p> <p>第 3 項</p> <p>1 号収支分析は、厚生労働大臣の認可に基づく責任準備金の積立を、将来にわたって維持できるかどうかを判断するものである。</p> <p>第 4 項</p> <p>第 7 条第 4 項各号の条件に合致する共済契約としては、以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済掛金積立金を積み立てるこを要しない共済契約 <ul style="list-style-type: none"> ● 火災共済、自動車共済、団体定期生命共済などの共済期間が 1 年以下である共済契約 ロ. 共済事業規約において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある共済契約 <ul style="list-style-type: none"> ● 団体年金共済などの共済契約
第 8 条 (1 号収支分析の実施)	<p>第 1 項</p> <p>① 1 号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、資産と負債のマッチングを把握するものである。</p> <p>② 1 号収支分析には、すでに締結されている共済契約だけでなく、将来締結される共済契約（推定）も含めて実行する方式（以下、この方式を「オープン型の将来収支分析」という。）と、すでに締結している共済契約のみで実行する方式（以下、この方式を「クローズド型の将来収支分析」という。）があるが、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。</p> <p>③ 1 号分析期間は少なくとも 10 年であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 1 号分析期間を設定することができる。</p> <p>第 2 項</p> <p>複数の共済事業をまとめて 1 号収支分析を行う場合として、例えば、一般に契約量も少なく、全体収支に及ぼす影響が小さい共済事業においては、他の適当な共済事業とまとめて、1 号収支分析を行う場合等が挙げられる。</p>
第 9 条 (確率論的 1 号収支分析)	第 1 項 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。
第 11 条 (1 号基本シナリオ)	決定論的 1 号収支分析においては、シナリオを決定する各要素の相関性（例えば、金利と共済契約の継続率との相関関係など）、将来の事業の運営方針の変更、新契約進展率の変動などによる影響を、必ずしも反映しなくてもよい。 第 1 号

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>① 実務指針要領に規定する決定論的 1 号収支分析における金利シナリオについて、現在の無リスク利回り（長期国債応募者利回り）が、現在の標準利率（「現在の標準利率」とは、第 11 条第 12 号）とほぼ同水準であるか、あるいは、現在の無リスク利回りが、現在の標準利率を下回る場合は、第 11 条第 1 号に定める金利シナリオの他に、参考として、次の金利シナリオについて、決定論的 1 号収支分析を行わなくてはならない。</p> <p>ハ. 無リスク利回りが即時に 10% 低下（例えば、現在の無リスク利回りが 2% の場合は 1.8% に低下）し、以降は一定で推移する。</p> <p>② 決定論的 1 号収支分析は、原則として、告示に規定する金利シナリオ 2 種類を用いて行う。</p> <p>③ 利息配当金収入の反映においては、決定論的 1 号収支分析を行う共済事業の有利子負債占率を考慮し、利回りを計算することができる。これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p>
第 4 号	<p>外貨建資産の資産運用収益の「その他、合理的な方法」とは、ニューマネーについては、すべて、長期国債（国内）に投資したものとし、オールドマネーについては、当該資産の運用収益をそのまま収入とする（為替の換算率は直近のものを使用する）方法である。</p>
第 5 号、第 6 号、第 7 号	<p>新契約の共済事業構成比、共済契約の継続率、共済事故の発生率のシナリオの中で「原則として」とあるのは、例えば、以下のようなときには、共済計理人の判断により、原則と異なるシナリオを設定する方が適正な場合があるからである。なお、原則と異なるシナリオを設定した場合も 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p> <p>イ. 新契約の共済事業構成比について、共済事業の推進停止が決定しているときに、その旨を翌年度以降の共済事業構成比に反映する場合、あるいは、新共済事業の実施が予定されているときに、現行共済事業からの振り代わりを適切に反映する場合</p> <p>ロ. 共済契約の継続率について、共済契約の継続率の属性の類似した複数の共済事業は、共済契約の継続率を区分しない場合</p> <p>ハ. 共済事故の発生率について、阪神大震災のような巨大リスクによる共済事故発生分について、除外する場合</p> <p>ニ. その他、これに準ずる場合</p> <p>また、共済契約の継続率、共済事故の発生率については、共済事業及び経過年数ごとに設定することを原則とするが、経験データが乏しい場合（あるいは、経験データがない場合）等にあっては、複数の類似する共済事業についてまとめる、経過年数について 5 年ごと等にまとめる、他の類似した共済事業の経験データを用いる、国の統計を使用する等、合理的な方法も認められる。</p>
第 8 号	<p>事業経費のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、共済事業ごとに、事業経费率が、直近年度の水準のまま、維持されることとして設定する方法等、他の合理的な方法も認められるからである。</p> <p>これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p>
第 9 号	<p>資産配分等資産運用の状況の合理的なシナリオとは、以下の通りとする。</p> <p>(1) ニューマネー（新たに収入される共済掛金及び資産運用収益等により、前年度末よりも増加した分の資産を「ニューマネー」という。なお、前年度末よりも資産が減少している場合は、ニューマネーはないものとする。以下、同じ。）</p> <p>次のイ、ロ、ハのいずれかのシナリオを設定する。</p> <p>イ. 直近年度の資産投資割合で資産配分する（ただし、直近年度のニューマネーの資産投資割合が特殊であり、将来にわたり、この資産投資割合を継続するというシナリオが適当でない場合は、直近のオールドマネーの資産構成比で、ニューマネーを投資するとしたシナリオを用いることができる）</p> <p>ロ. すべて、長期国債（国内）に投資する</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>ハ.直近年度に投資した国債（国内）のデュレーションに応じて、国債に投資する</p> <p>(2) オールドマネー（ニューマネー以外の資産を「オールドマネー」という。以下、同じ。） 直近の資産構成比が、そのまま維持されるものとするが、オールドマネーのうち、満期償還等による再投資分については、ニューマネーに準じる方法、又は、償還前の資産と同様の資産への再投資として、シナリオを設定する。</p> <p>第 10 号</p> <p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。</p> <p>② 割戻金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、以下の取扱いが認められるからである。 これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 利差利回りの低下に相当する利差割戻率の引き下げを織り込むこと ロ. 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する共済にあっては、共済事故の発生率の変動に相当する危険差割戻率の調整を織り込むこと <p>③ 一方、消滅時割戻しについては、評価差額金や責任準備金以外の準備金など将来収支分析において考慮しない財源から発生する部分は、将来の収支に反映しないものとする。ただし、例えば、消滅時割戻しとして死差益を還元している場合など、責任準備金に対応する資産から発生する部分があれば、将来の収支に反映するものとする。</p> <p>第 11 号</p> <p>価格変動準備金、異常危険準備金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、以下の取扱いが認められるからである。 これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 外貨建資産の資産運用収益について、長期国債応募者利回りの水準と見做した場合において、当該外貨建資産について、円建債券と見做した価格変動準備金の繰入基準を適用すること ロ. 1 号分析期間の中で、危険差損が発生した年度において、異常危険準備金を繰り入れないこと <p>第 12 号</p> <p>① 「1 号分析期間の期初において既に実施している事業の運営方針の変更」とは、共済掛金率の改定・諸利率の改定等、期初において実現が確定しているものを指す。資産運用方針の変更や事業経費の削減等については、期初時点では実現の可否が確定していないため、反映してはならない。</p> <p>② 法令については、1 号分析期間の期初までに成立し、1 号分析期間の期初以降に施行されるものは、これを反映することとする。ただし、標準利率については、1 号分析期間の期初においては変更を反映するが、1 号分析期間中は金利シナリオによらず一定で推移するものとする。</p> <p>第 5 号～第 11 号</p> <p>告示第 6 条第 2 項第 2 号では、直近年度の実績値、又は直近年度を含む過去 3 年以上の平均値に基づいた合理的なものであることとされている。</p>
第 12 条 (責任準備金に関する意見書記載事項)	<p>第 1 項</p> <p>① 追加的な責任準備金を積み立てる方法には、例えば以下の 2 方式が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 現時点で積み立てている責任準備金に、不足相当額を実額で積み立てる方法（実額積立方式） ロ. 積立対象となる共済契約を特定し、当該共済契約の予定利率・予定死亡率等を変更し、現時点で積み立てている責任準備金を引き上げることによって積み立てる方法（基礎率変更方式） <p>イ・ロいずれの場合においても、洗替方式（第 7 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、翌年度以降の 1 号収支分析において、追加的な責任準備金を除いて 1 号収支分析を行う方式）・切放方式（翌年度の 1 号収支分析において、追加的な責任準備金を含めた 1 号収支分析を行う方</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>式) の 2 方式が考えられるが、いずれの方法で 1 号収支分析を行うこともできる。</p> <p>② 責任準備金不足相当額の積立は、共済事業毎に行なうことを原則とするが、共済計理人が複数の共済事業について、リスクや収支の構造などに著しい相違がないと判断する場合は、これらの共済事業を合算して、責任準備金不足相当額の積立の必要性を判断することができる。この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 1 号収支分析による不足相当額の把握は、共済事業毎に、現時点において、責任準備金 (V) = 対応資産 (A) とし、以下のステップに従い行なう。</p> <p>(1) 各共済事業について、それぞれのシナリオでの A_{tx} (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産) を以下の通り定める。</p> $A_{tx} = A_{t-1,x} + \text{当該共済事業の収入} - \text{当該共済事業の支出}$ <p>(2) 確率論的 1 号収支分析では 90%以上のシナリオ、決定論的 1 号収支分析ではすべてのシナリオにおいて、以下の通り、最初の 5 年間の事業年度末において、A_{tx} が V_{tx} (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末 ($t \leq 5$) の責任準備金) 以上であることが確認されれば、責任準備金の積み増しは不要となる。</p> $\min_{t,x} \{V_{tx} - A_{tx}\} \geq 0$ <p>(3) 上記の(2)が充たされない場合は、責任準備金の積み増しが必要である。確率論的 1 号収支分析では、シナリオ毎に次の額を計算し、最大値から上位 10%のシナリオを除いたもののうちの最大値を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_t \left\{ (V_{tx} - A_{tx}) / \prod_t (1 + i_{tx}) \right\}$ <p>決定論的 1 号収支分析においては、次の額を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_{t,x} \left\{ (V_{tx} - A_{tx}) / \prod_t (1 + i_{tx}) \right\}$ <p>ここで、i_{tx} とは、x 番目のシナリオにおける t 事業年度 ($t \leq 5$) の設定金利とする。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第3項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「ただちに行われるものでなくてはならない」とあるのは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済事業の割戻率の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度から実施する、割戻率の引き下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。 ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度の翌事業年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度の翌事業年度から実施する、市場性資産の占率の引き下げ、直利中心のポートフォリオへの組み替えなど ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度の翌事業年度からの、損失が発生している共済事業又は損失の発生が予想される共済事業の推進抑制又は推進停止など ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ……ただちに実施される、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引き下げ、予定死亡率・予定事業費率の引き上げ等 <p>② 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載すると共に、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなくてはならない。</p> <p>例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う時は、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. どの共済事業について、割戻率をどれだけ引き下げるか（意見書に記載） ロ. その結果、責任準備金不足相当額がどれだけ解消するか（附属報告書に記載） <p>等、具体的な数値を含めて、記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、1号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ1号収支分析の結果を記載し、この1号収支分析では、責任準備金不足相当額が解消されている（追加的な責任準備金を一部積み立てる場合は、追加的な責任準備金積立分を除いた責任準備金不足相当額が解消されている）ことを示さなくてはならない。</p> <p>③ ただし、金利が低下するシナリオに基づき1号収支分析を行った場合において、利差利回りの低下に相当する利差割戻しの引き下げを織り込んだことにより、責任準備金不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とは見做さず、従って、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>第5項</p> <p>「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するか」を記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなくてはならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を記載しなくてはならない。</p> <p>第6項</p> <p>追加的な責任準備金を取り崩す場合（共済事故の発生率が変動（例えば、死亡率が改善）したため、以前に積み立てた追加的な責任準備金</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	が不必要になった場合等）は、取崩し後の責任準備金の積立額をもとに 1 号収支分析を行い、将来において責任準備金に不足が生じないことを附属報告書に記載しなければならない。

(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 15 条 (公正・衡平な割戻し)	<p>第 1 項 公正かつ衡平な割戻しを実現するには、割戻率・割戻所要額を定める以前に、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが、必要不可欠である。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性について、法令及び告示では規定されていないが、契約者割戻しと同様とすることが望まれるため、実務指針要領としては契約者割戻しと同様としている。</p>
第 16 条 (公正・衡平な割戻しの確認)	<p>第 1 項 ① 共済計理人は、責任準備金に関する意見書に基づき責任準備金の積立を行ったと仮定し、組合の健全性の水準を考慮した上で、割戻しの公正・衡平の確認を行わなければならない。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性の確認について、法令及び告示では規定されていないが、契約者割戻しと同様に確認することが望まれるため、実務指針要領としては契約者割戻しと同様としている。</p> <p>第 3 項 当年度の割戻財源の全額が単年度の成果によるものとは限らないことから、その全額を单年度の貢献度に応じて各契約に割り振ることは必ずしも適正とは言えない場合があり、過去から累積された各契約の貢献度を把握する必要がある。そのため、原則として、アセット・シェアの手法に基づき、割戻しが公正かつ衡平であることを確認することが必要である。</p> <p>第 5 項 ① 共済事業規約などで特別な割戻方式を定めている場合には、実務指針要領に記載されている確認方法と異なる方法を用いて、割戻しの公正・衡平を確認することも認められる。 ② 団体生命共済などについては、アセット・シェアによる検証の対象外とする。</p>
第 17 条 (組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額)	<p>第 1 項 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p> <p>第 2 項 ① 「組合の翌期契約者割戻所要額」及び「組合の翌期利用分量割戻所要額」中の「翌年度中に満期等により支払いが見込まれる契約に対する通常割戻し」とは、満期到来などに伴う通常割戻金の支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。また、消滅時割戻しは、共済事故発生、満期到来、解約・失効などに伴う消滅時割戻しの支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。 ② 第 17 条第 2 項の消滅時割戻しには、契約の消滅時に支払われる割戻し以外に、例えば、終身共済の共済掛金払込満了時に支払われる割戻し、個人年金共済の年金開始時に支払われる割戻し等も含まれることとする。</p>
第 18 条 (組合の割戻可能財源の確認 全件消滅)	<p>第 1 項 ① 割戻率が決定すると、組合はその支払を保証することとなる。このため、割戻支払が最大限度まで発生した場合の財源の裏付けを確認することが必要であり、全件消滅時の割戻所要額のチェックを行わなければならない。</p> <p>第 2 項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
ベース)	<p>① 全件消滅時の割戻所要額は、全契約が年間を通じ一様に消滅すると仮定した場合における消滅時割戻しと、通常割戻しの合計額である。</p> <p>② 全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共に事故発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>① 「ネット有価証券含み損」とは、有価証券のうち「金融商品に係る会計基準」において時価評価を適用しないものについて、その含み損益の合計額がマイナスとなった場合の、当該マイナスの額である。</p>
第19条 (健全性維持の確認)	<p>① 「組合の健全性の基準を維持するために必要な額」とは、共済計理人が規程第4条の2に定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を参考に、経営状態などを考慮して定めるものとする。</p> <p>② 利用分量割戻しを行っている組合については、「翌期割戻所要額」とは、翌期契約者割戻所要額及び翌期利用分量割戻所要額の合計額をいう。</p>
第20条 (共済事業単位の割戻可能財源の確認)	<p>① 共済事業の財源確認は、第17条又は第18条に規定する組合全体の割戻財源の確認と同様の考え方に基づき行う。</p> <p>② 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p>
第21条 (アセット・シェアと代表契約の選定)	<p>第2項</p> <p>アセット・シェア方式は、モデル契約の設定などにより、共済契約の組合資産に対する貢献度を評価する手法であり、割戻しの公正・衡公平性の確認に際しては、代表契約についてアセット・シェアを計算する。</p> <p>第3項</p> <p>代表契約は選定単位毎に一件ずつ、選定単位の収支状況を最も良く反映する契約として、例えば、以下のような基準を考慮して選定する。</p> <p>イ. 共済掛金の対共済金額比、責任準備金の対共済金額比、費差益発生状況、危険差益発生状況などが、選定単位内の平均から乖離しない契約</p> <p>ロ. 選定単位内で最も占率の高い契約</p> <p>ハ. その他共済計理人が合理的かつ適正であると判断した契約</p> <p>第4項</p> <p>① 代表契約は、合理的に決定されるのであれば、実際に当該選定単位に存在する契約ではなくモデル契約としてもよい。</p> <p>② 第21条第4項第2号の「共済事故の種類」としては、普通死亡、災害死亡、生存、疾病入院、災害入院、要介護状態などが挙げられる。</p>
第22条 (当年度末アセット・シェアの確認)	<p>第2項</p> <p>① 当年度末アセット・シェアの確認において、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共に保険事故発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>② 第22条第2項はアセット・シェアの一般的な算式を示すものであり、算出過程は、組合の実務形態により、直接実額を把握する場合、対共済金額比率などのレートで把握する場合など異なるものを用いることができる。</p> <p>③ アセット・シェアのパラメータなどの設定に際しては、利源分析等を参考にしたうえで、各組合の経営実態を考慮することとする。</p> <p>④ 共済計理人は、アセット・シェアの計算において使用する費用・収益の項目のうち、按分計算などによりその額又はレートを定めるものについては、必要に応じて合理的な推定値を使用するなどにより、適切に定めなければならない。</p> <p>⑤ 費用・収益の項目の按分計算の基準としては、件数、共済金、危険共済金、責任準備金、共済掛金、付加共済掛金などが考えられる。</p> <p>第3項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第 22 条第 3 項第 4 号における、「妥当と考えられる範囲の代表契約において共通の実績を用いることができる」とは、例えば、生命共済契約の死亡率は、終身生命共済、定期生命共済などを合算して把握できるということを示す。ただし、例えば、死亡率は同じでも群団の死亡実績は継続率の差異により異なるなど、他の要素の状況により実績が異なることについて留意が必要である。</p> <p>第 4 項</p> <p>第 22 条第 4 項に規定するアセット・シェアの初期値の設定については、例えば、以下の方法が考えられる。この際、経過年数によっては、マイナスの初期値が存在し得ることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 一定年度まで遡り、組合の実績値を用いて、アセット・シェアを計算する。計算起点における資産の分配はその時点の責任準備金などに比例して行う。 ロ. 取得原価ベースの資産額から、資本勘定相当額を控除し、その残額を責任準備金比例で割り当てる。評価差額金については、その時点で消滅した場合の消滅時割戻金額比例で割り当てる。
第 23 条 (将来のアセット・シェアの確認)	<p>第 1 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代表契約の将来のアセット・シェアの確認においては、消滅時割戻しはアセット・シェアの最終精算であることから確認の対象外とし、通常割戻しが現行水準で継続した場合のアセット・シェアの過不足を確認するものである。 ② 将来のアセット・シェアを計算する際のシナリオは、割戻し水準の変更が将来の環境の変化を吸収するとの考え方に対し、あらゆる要素について、原則として現状が維持されることを前提とする。 ③ ただし、既に事業の運営方針の変更などが示されており、明らかに現在の実績と異なることが予測される場合には、共済計理人の判断により、経費上昇率などのシナリオを変更することができる。
第 24 条 (割戻しに関する意見書記載事項)	<p>第 1 項</p> <p>第 17 条、第 18 条及び第 19 条に規定する組合全体の財源の確認において、そのいずれかで問題がある場合は、第 20 条に規定する共済事業単位での財源の確認の結果を考慮し、割戻率の引下げが必要である旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>第 1 項、第 2 項</p> <p>第 24 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、全件消滅ベースの割戻所要額が、割戻可能財源の範囲内であることを、具体的な数値で記載しなければならない。</p> <p>第 2 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第 20 条に規定する共済事業単位での財源の確認において、現時点における財源が不足していると判断される場合は、原則として、問題のある共済事業の割戻率の引下げが必要である旨、意見書に示さなければならない。 ② 第 22 条に規定する代表契約の当年度末のアセット・シェアの確認において、著しく問題がある場合には、割戻率の引下げの必要がある旨、意見書に記載しなければならない。 ③ 第 23 条に規定する代表契約の将来のアセット・シェアの確認において問題がある場合には、割戻率は現時点では問題がなくとも、将来において問題が生じることを示しており、割戻率の引下げの必要がある旨、意見書に記載しなければならない。 <p>第 3 項</p> <p>第 24 条第 2 項に規定する特別な場合とは、例えば以下のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来、資産内容の改善が十分に見込まれる場合において、第 22 条の確認におけるアセット・シェア計算の際に、その将来の資産内容改善を考慮すると当年度の割戻は「適正」であると判断できる場合

(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 25 条 (事業継続基準の確認)	<p>第 1 項 3 号収支分析を行なう場合は、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準が維持できることの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うものであり、従って、3 号収支分析は、1 号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うこととなる。</p> <p>② 適正な責任準備金の水準は、共済事業によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらに依らず、一律に定められたものである。</p> <p>③ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」の算出に用いる将来の時点の「共済リスク相当額」の算出は、将来時点の保有契約高や再共済・再保険状況から算出する方法のほか、基準日時点の共済リスク相当額に将来の契約高の変化等から推計して算出する方法とすることができる。なお、契約の変動を考慮する必要性が低い場合には、それらの要素を加味せず基準日時点の共済リスク相当額を用いることもできることとする。</p> <p>④ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、共済計理人が必要と判断する場合は、告示第 9 条第 5 項の規定を適用し、共済リスク及び資産運用リスクに加え、他のリスクに係るリスク相当額も加算して控除する等、第 25 条第 2 項第 2 号に規定する算定方法以外の算定方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて、別の方法（3 号収支分析のうち、第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」を当該算定方法を用いることにより算定する方法）により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第 26 条 (事業継続基準の計算)	<p>① 第 26 条の全期チルメル式責任準備金の計算は、以下の通りとする。</p> <p>イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数</p> <p>ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額</p> <p>ハ. チルメル期間：掛金払込期間</p> <p>② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい確認となるため、事業継続基準に抵触しない場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式により責任準備金を計算しても差し支えない。</p>
第 27 条 (3 号収支分析の実施)	<p>① 3 号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債、及び資本のマッチングを行い、事業継続基準が維持できることを確認する。</p> <p>② 3 号収支分析では、すでに締結されている共済契約だけでなく、将来締結される共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。</p> <p>ただし、翌年度以降の新契約の募集を行なわない組合については、当然にクローズド型の将来収支分析が用いられることとなる。</p> <p>③ 3 号分析期間は少なくとも 10 年であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 3 号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ 1 号収支分析は、共済事業毎に行なうこととしているが、3 号収支分析は、組合全体について行う。</p>
第 28 条 (3 号基本シナリオ)	<p>第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>第 1 項第 2 号 決定論的 1 号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3 号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断される場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等に含めて、割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断される場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、直近の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとすることが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に、据置割戻しに付される利息の額を加えた額が、据置割戻しから引き出される額に等しいと見なしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債の中で「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入・取崩を行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができるようとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。 また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>
第29条 (事業継続基準に関する意見書記載事項)	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないもののとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値で記載しなければならない。</p> <p>第3項 ① 事業の運営方針の変更について、「ただちに行われるものでなくてはならない」とあるのは、以下の通りである。 イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ………直近年度から実施する、割戻率の引き下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。 ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ………直近年度の翌事業年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ………直近年度の翌事業年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組み替えなど ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ………直近年度の翌事業年度からの、損失が発生している共済事業又は損失の発生が予想される共済事業の推進抑制又は推進停止など ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引き上げ ………ただちに実施される、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引き下げ、予定死亡率・予定事業費率の引き上げ等</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>ヘ. 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再にかかる方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。） …………直近年度の翌事業年度から実施し、3号収支分析期間において維持可能と想定される、出再額の引き上げなど</p> <p>② 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載すると共に、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなくてはならない。</p> <p>例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う時は、</p> <p>イ. どの共済事業について、割戻率をどれだけ引き下げるか（意見書に記載） ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて、記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなくてはならない。</p> <p>③ ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引き下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかつた場合については、事業の運営方針の変更とは見做さず、従って、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>第4項 「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う場合であれば、割戻率引き下げ幅の大きい方を実施するという意味である。 また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引き下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引き下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引き下げ）だけを実施することも可とする。</p> <p>第5項 「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するか」を記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなくてはならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を記載しなければならない。</p>

(意見書)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第31条 (意見書の記載総論)	<p>第1項</p> <p>① 第31条第1項で規定されている意見書の記載事項のうち第1号、第2号、及び第7号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「事業継続基準に関する意見書」を別に作成する場合においては、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第4号に加え利用分量割戻しに関する事項を記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>第31条第2項に規定されている事項については、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(なお、) この意見書は最近の状況(から想定した前提)をもとに作成されたものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>第3項</p> <p>第31条第3項に規定されている事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(また、) ○○○○の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成されたものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>① ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示す他の文言と重複する文言を省略することが可能である(以下、同じ)。</p> <p>② 「○○○○の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>
第32条 (法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載)	<p>第1項</p> <p>責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 責任準備金の積立が、適正に行われている場合</p> <p>「法第50条の12第1項に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約について、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合</p> <p>「○○共済及び○○共済については、○○○○円の不足額が生じておりますが、○○年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てない場合</p> <p>「○○共済及び○○共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しております、○○○○円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により、責任準備金の不足相当額の積立を全く行わない旨の意見を提出する場合</p> <p>「法第50条の12第1項に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約について、○○○○(事業運営の方針の変更)を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題ないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立が、不十分である場合</p> <p>「○○共済、○○共済、○○共済については、○○○○(事業の運営方針の変更)を行った上で、責任準備金の不足相当額として、○○○○円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>第2項</p> <p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>
第33条 (法第50条の 12 第1項第2 号等に関する 意見書の記 載)	<p>第1項</p> <p>割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれについて、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合</p> <p>「法第50条の12第1項に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>「『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻財源が確保できていない場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業において、割戻財源が確保できていない場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用する場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に、割戻し水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づく検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項</p> <p>割戻しに関する意見書においては、組合の割戻所要額の確認、共済事業毎の割戻所要額の確認、代表契約のアセット・シェアの確認について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて、記載する必要がある。</p>
第34条 (法第50条の 12 第1項第3 号に関する意 見書の記載)	<p>第1項</p> <p>事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を維持できる場合</p> <p>「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p> <p>(2) 事業継続基準を維持できない場合</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>「法第 50 条の 12 第 1 項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った場合には、事業継続基準を維持できる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、○○○○（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持できるものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第 29 条第 1 項ただし書の規定を適用する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、実務指針要領第 29 条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。 しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に、共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準が維持できない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を維持可能とする旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>